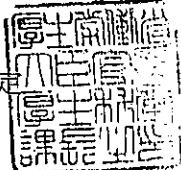


平成26年3月31日
科発0331第3号

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について

厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定



1 趣旨

公的研究費の適正な使用を図ることは、健全な科学技術の発展はもとより、研究活動を支える国民の信頼を確保する上でも重要である。

文部科学省においては、同省又は同省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を定めていく。

一方、公的研究費については、その配分元にかかわらず、配分先の機関において適正な管理が行われるべきものであることから、厚生労働省が所管する厚生労働科学研究費（補助金及び委託費のいずれをも含む。）及び独立行政法人医薬基盤研究所が所管する先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業（以下「厚生労働科学研究費等」という。）について、ガイドラインを準用することとする。

2 厚生労働科学研究費等への準用について

ガイドラインを厚生労働科学研究費等に準用するに当たっては、次のとおり取り扱う。

- (1) 「競争的資金等」とは、厚生労働科学研究費等をいう。
- (2) 「機関」とは、厚生労働科学研究費等の配分を受ける全ての機関（厚生労働科学研究費等が研究者に対して配分される場合においては、当該研究者が所属する機関。）をいう。
- (3) 「配分機関」とは、機関に対して厚生労働科学研究費等を配分する機関をいう。
- (4) 「管理条件」とは、厚生労働省が、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した競争的資金の交付継続の条件をいう。
- (5) 「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会）は、「研究活動

の不正行為への対応に関する指針について」（平成19年4月19日付科発第0419003号厚生科学課長・医政病発第0419001号国立病院課長決定）と読み替える。

- (6) ガイドライン第7節及び第8節における「文部科学省」は、「厚生労働省」と読み替える。
- (7) ガイドライン第7節及び第8節に規定する間接経費措置額の削減割合は、それぞれ文部科学省が別に定める基準を準用する。

3 厚生労働省への報告について

機関は、ガイドライン第7節(2)Iに基づき、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、毎年度、書面による報告を厚生労働省に提出すること。

なお、報告の具体的な方法、時期等については、各年度の厚生労働科学研究費等の公募要項等において示すこととする。

4 適用

ガイドライン第1節ないし第6節については、機関において、平成26年度中に、順次、各節に係る取組を行うこと。

また、第7節及び第8節については、平成26年度当初予算以降（継続も含む。）における厚生労働科学研究費等を対象とし、厚生労働省及び配分機関において、両節に係る措置等を行うこととする。